

# 伊勢市公報

第430号  
令和5年10月5日  
木曜日

## 目次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	2
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	4
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	6
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	8
<b>公 告</b>	
○ 公示送達	10
○ 農用地利用集積計画について	11
<b>消防本部公告</b>	
○ 指定催しの指定について	12
<b>上下水道事業公告</b>	
○ 都市計画事業及び明和都市計画下水道事業の図書の写しの縦覧について	13
○ 伊勢都市計画下水道事業及び流域関連伊勢市公共下水道の図書の写しの縦覧について	14

伊勢市告示第 156 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 13 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 9 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 9 月 19 日 午前 10 時	伊勢市御菌総合支所自転車置場	1 台

- 2 保管場所

御菌総合支所 (伊勢市御菌町長屋 1221 番地)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

- 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例

第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

伊勢市御薊総合支所生活福祉課

電話番号 0596-22-0235

伊勢市告示第 157 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 9 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 8 月 17 日 午前 9 時	二見浦駅駐輪場 (伊勢市二見町三津地内)	9 台
〃	令和 5 年 8 月 17 日 午前 10 時 30 分	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	10 台
〃	令和 5 年 8 月 17 日 午後 1 時 30 分	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	11 台
〃	令和 5 年 8 月 17 日 午後 3 時	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	8 台
計			38 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

### 3 保管期間

告示の日から60日間

### 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

### 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第158号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成25年伊勢市条例第19号）第13条第2項及び第14条第1項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年9月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和5年8月9日13時	伊勢市立小俣公民館駐輪場	1台

- 2 保管場所

小俣総合支所（伊勢市小俣町元町 540 番地）

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

- 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場

合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

## 5 連絡先

伊勢市教育委員会事務局 社会教育課

電話番号 0596-22-7855

伊勢市告示第 159 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 9 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 8 月 22 日 午前 9 時	宮川駅東駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	9 台
〃	〃	宮川駅南駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	3 台
〃	令和 5 年 8 月 22 日 午前 10 時 30 分	宮町駅駐輪場 (伊勢市御薊町高向地内)	9 台
計			21 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間



告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市公告第 57 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 9 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 58 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 5 年 9 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市消防本部公告第2号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告します。

令和5年9月25日

伊勢市消防長 堀江 武

1 指定催しの会場

高柳商店街周辺～県道鳥羽松阪線（曾禰交差点周辺）～伊勢市駅周辺

（別紙）

2 指定催しの名称

伊勢まつり

3 主催者

伊勢まつり実行委員会 会長 東 友章

伊勢移動商業協同組合 理事 平塚 博一

伊勢銀座新道商店街振興組合 代表理事 河村 武彦

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市上下水道事業公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年9月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画及び明和都市計画下水道事業

### 2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

## 伊勢市上下水道事業公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年9月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連伊勢市公共下水道

### 2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課